

男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うため、新規に婚姻した世帯に対し、その住居費、住宅のリフォーム費及び引越費用の一部を予算の範囲において、男鹿市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- (2) 住居費 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間（以下「事業期間」という。）において、婚姻を機に新たに住居を購入（婚姻日以前1年以内の購入を含む。）又は賃借する際に要した費用で、住居の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除くものとする。
- (3) 住宅のリフォーム費 事業期間において、婚姻を機に住宅を改築（婚姻日以前1年以内の改築を含む。）する際に要した費用のうち、住宅の機能維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除くものとする。
- (4) 引越費用 婚姻に伴い引越しに要した費用で、引越業者又は運送業者への支払その他の引越しに係る実費をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請を行う月の属する年度（4月から6月にあつては前年度）の所得証明書又は非課税証明書（以下「所得証明書等」という。）をもとに夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨

学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書等をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

- (2) 申請日から2年以上継続して新居に居住する意思があること。
- (3) 対象となる住居が男鹿市内にあり、前条第1号に規定する期間において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住居の住所となっていること。
- (4) 夫婦共に婚姻日における年齢が満39歳以下であること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 過去にこの制度に基づく補助金を受けたことがないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。

2 前項第6号の規定にかかわらず、令和6年度又は令和7年度にこの制度に基づく補助金を受けた世帯のうち、請求額が上限に満たなかった世帯（以下「継続補助世帯」という。）については、補助金の交付を受けることができるものとする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、事業期間に支払った住居費、住宅のリフォーム費及び引越費用を合わせた額を補助対象経費として、婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下の世帯は1世帯当たり60万円、その他の世帯は1世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で補助する。

2 前条第2項に規定する世帯への補助金の額は、前項で定めた上限額から既交付決定額を差し引いた額とし、予算の範囲内で補助する。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書等

- (2) 住民票の写し
 - (3) 戸籍謄本の写し又は婚姻届受理証明書
 - (4) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
 - (5) 物件の売買契約書（住居費における購入の場合）
 - (6) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書（住居費における賃貸借の場合）
 - (7) 物件の工事請負契約書又は請書（住宅のリフォームの場合）
 - (8) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
 - (9) 引越しに係る契約書又は領収書（引越費用）
 - (10) 市税に未納のない証明書
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、継続補助世帯は前項第1号及び第3号の書類の提出を省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- （申請事項の変更及び承認）
- 第6条 前条第3項により補助金の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに男鹿市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、男鹿市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。
- （補助金の請求及び交付）
- 第7条 補助対象者は、第5条第3項又は前条第2項の通知書に基づき、男鹿市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）に申請書又は変更申請書による事業内訳に係る経費を支払ったことを証する書類を添え

て、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助対象者からの請求書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

3 第1項に規定する請求書等は、実績報告書を兼ねるものとする。

第8条 補助金の額の確定通知は、これを省略するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) 第3条に規定する補助対象世帯に該当しなくなったとき。

(4) その他この告示に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第10条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、交付の日から施行する。